

議 第 1 号

日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
外 務 大 臣  
拉 致 問 題 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

平成14年に北朝鮮による日本人拉致被害者の5人が帰国して以降、その他の拉致被害者や拉致の可能性を排除できない国民の救出と帰国は未だ実現しておらず、拉致被害者及びその家族が高齢となる中、再会を果たせずに亡くなる家族も相次いでいる。

一刻の猶予も許されない状況の中、北朝鮮は、平成28年に拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査等の中止及び特別調査委員会の解体を一方向的に宣言し、その後も日本人拉致問題は解決済みとの立場を崩しておらず、不誠実な対応を続けている。

拉致問題に関しては、昨年12月に国連総会において決議案が採択されるなど国際的な課題となっていることから、政府は、引き続き最優先課題として、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図り、北朝鮮に対して事態の打開を強く働きかけることが重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、北朝鮮に対して圧力を緩めることなく、国際社会と連携し、一層の外交努力によって、日本人拉致問題の早期解決に向けて全力で取り組むよう強く要請する。